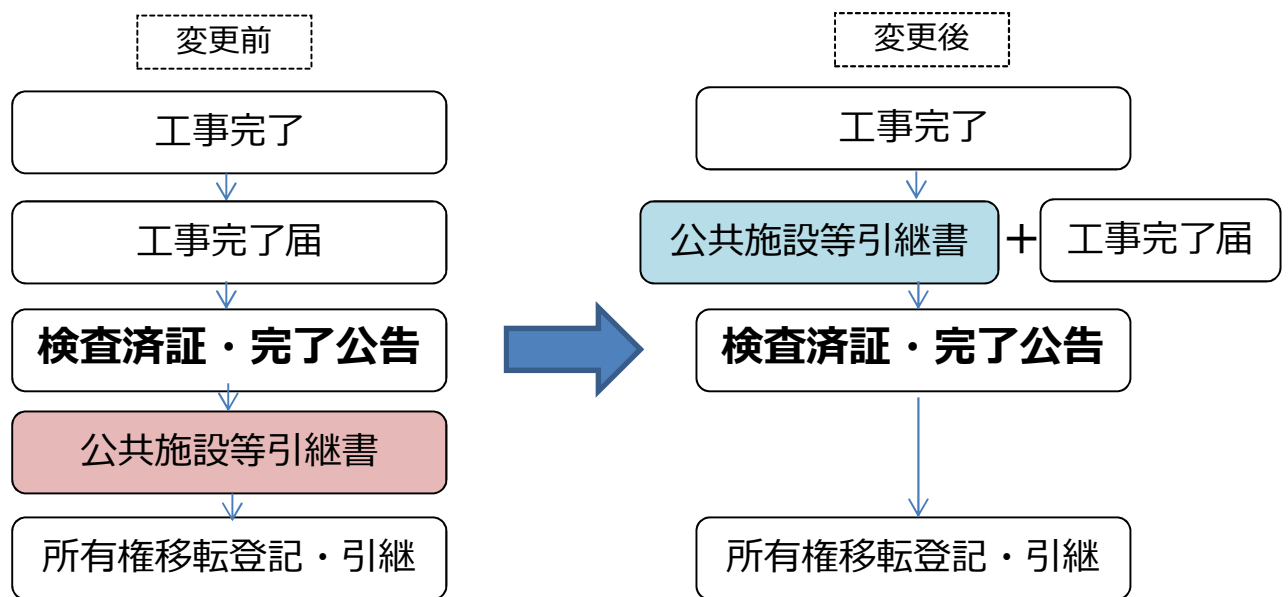


開発による土地の帰属手続きが変わります

2019年(令和元年)6月4日
明石市都市局開発審査課

明石市では他市と異なり、土地の帰属及び引継ぎ図書（公共施設等引継書）の提出を開発完了後としているため、市への所有権移転登記が遅れるなどの問題が生じています。このたび、確実な帰属等を実施するため、以下のとおり見直しを行います。

1 見直しの概要



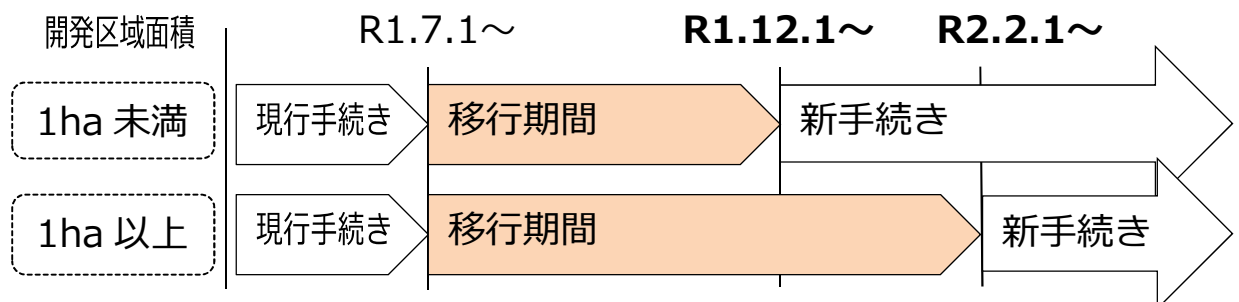
- (1) 公共施設等引継書が整わない限り開発の検査済証は交付できないこととします。
- (2) 公共施設等引継書には分筆登記した地積測量図を添付することとします。
- (3) 公共施設等引継書は工事完了届と同時提出とします。

2 施行日

2019年（令和元年）7月1日

3 経過措置

開発事業届の受付日が移行期間内の場合、新たな帰属手続きは努力義務とします。



4 問い合わせ先

明石市都市局住宅・建築室開発審査課 (TEL078-918-5087(直通))